

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

ひたちなか市

### 2 構造改革特別区域の名称

ひたちなか市 I C T 人材育成特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

ひたちなか市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) ひたちなか市の状況

本市は、東京都心から110kmの距離にあり、その中心は東経140度32分、北緯36度24分で、茨城県の中央部からやや北東に位置している。

本市の東は、延長13kmの海岸線で太平洋に面し、海岸線に続く1,182haに及ぶ一帯はひたちなか地区として、常陸那珂港建設などのビッグプロジェクトが進められている。また、北は、わが国原子力発祥の地として多くの研究機関が集積する東海村に、西は、世界的な核融合実験施設が所在する那珂市に、南は、那珂川を隔てて、県庁所在地である水戸市と、海を生かした観光と漁業のまちとして知られる大洗町に接しており、総面積は99.03km<sup>2</sup>であり、県全体面積の1.6%を占めている。

交通では、国の中核国際港湾に位置付けられる常陸那珂港の建設が進められており、平成17年度には北ふ頭に続いて中央ふ頭の一部も供用を開始し、国内・国外合わせて8本の定期航路が就航している。

常陸那珂港と直結する北関東自動車道は、群馬・栃木・茨城3県の主要都市を結び、港湾を中心とした物流を支える重要路線として、全線開通を目指して整備が進められている。

また、市域を南北に縦断する国道6号、国道245号の2本の一般国道に加え、市内には多くの都市計画道路が整備され、道路交通のネットワークが形成されている。

鉄道は、JR常磐線、水戸線、水郡線及び私鉄の茨城交通湊線の4つの鉄道路線を有し、JR常磐線を主軸に水郡線が接続しており、4つの駅がある。常磐線の上野駅から勝田駅までの所要時間は、特急で約70分である。また、私鉄の茨城交通湊線が勝田駅と那珂湊、阿字ヶ浦を結んでいる。

平成18年4月1日現在の人口は155,452人で、平成6年の合併以降も緩やかに増加を続けているが、65歳以上の人口は26,641人で高齢化率は17.1%になり、少子・高齢化が進んでいる。

## ( 2 ) 産業の状況

大手電気機械企業とその関連企業が集積し、県内有数の製造品出荷額を誇る本市においても、景気低迷や生産拠点の海外移転などの影響を受けて大手企業の事業の見直しが行われてきており、下請けの中小製造業では受注減少などが続いているほか、製造品出荷額についても伸び悩んでいる。

その一方で、ひたちなか地区を中心とした地域では、常陸那珂港や北関東自動車道をはじめとする産業の基盤整備が進むほか、地域企業により大強度陽子加速器の利活用を目指す協同組合の創立や、産業支援を目的とするNPO法人の新設など、産業活性化に向けた自立的な動きも見られるところである。

また、商業面では、大規模小売店舗法が緩和から撤廃へと規制緩和が進められたことから、大型店の出店・増床が相次ぎ、その売場面積が市内の全商業面積に占める割合は5割を超えている。大型店主導の地域経済が進行した結果、当市の商圈は拡大したが、地元の中小小売店や商店街の停滞傾向はむしろ強まっており、特に中心市街地の商店街においては、足下人口の減少と合わせ空洞化が続いており、少子・高齢化の進行に伴って、地域コミュニティの維持も困難になりつつある。

## ( 3 ) 産業支援の動向

ひたちなか地区に立地する第3セクターの(株)ひたちなかテクノセンターは、頭脳立地法に基づき茨城県が策定した、水戸・日立地域集積促進計画の中核的な運営主体であり、ひたちなか地区及び周辺地域での新たな開発構想の具体化を背景に、マイクロエレクトロニクス化等を通して、新たな電気・機械などの産業の高度化を図る方向付けがなされている。その方向付けにより、地域産業の高度化と特定事業の集積促進を目的とした産学官との連携事業や産業活性化コーディネーター事業を積極的に展開するほか、センター施設の一部をスモールオフィスとして提供する等、新規起業家に対するインキュベーション機能も果たしている。

また、本市に立地する工学系高等教育機関である茨城工業高等専門学校は、教育機関としての役割にとどまらず、学内に設立した地域共同テクノセンターを中心に、研究シーズの公開、共同研究など、ひたちなかテクノセンターと一体となって産学官連携の地域産業活性化事業を積極的に進めている。

さらには、ひたちなか圏の地域活性化を目標とするNPO法人が設立され、ひたちなか商工会議所においては、制度融資、若手経営者育成、空き店舗対策、経営相談指導、各種セミナーの開催等の産業支援活動を行うとともに、近隣の商工会議所(商工会)及び学識経験者等により、ひたちなか圏新産業推進委員会を組成し、産学官連携活動を経済界から後押しするとともに、コーディネータ養成、ビジネス強化セミナーなどを実施してきた。

このような産学官連携の流れの中、なかネットワークシステム(NNS)が有志を中心に設立され、ひたちなか圏内の技術革新・経営革新・研究開発に関する「産学官公民」の

交流の場として文字どおりネットワークを形成するなど、市内における産業支援の土壌が培われている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、平成14年3月に市全域の情報化計画である「ひたちなか市IT推進計画」を策定し、「1 人材の育成」、「2 地域の活性化」、「3 産業の振興」、「4 市民サービスの向上」、「5 行政事務の高度化・効率化」、「6 情報通信基盤の整備」、「7 国や他の地方公共団体との接続」を計画目標に掲げ、地域情報化を推進しているところである。

これまでに、ひたちなか市ITサポートセンターを設置して市民のパソコン相談窓口を開設し、同センターにおいてパソコン初心者を対象にしたIT基礎講座を開催するとともに、市民ボランティアである地域ITリーダーとなる人材を養成して各公民館やコミュニティセンターで地域ITリーダーによるパソコン相談・教室を開催するなど、市民におけるデジタルデバイドの解消に積極的に取り組んでいる。

本年度は、サークル情報や指導者情報、ボランティア情報等を一元化して収集及び提供する「市民活動サポートバンク」をインターネット上に開設し、市民協働のまちづくりの推進を図り、これ以降も各コミュニティ地区ごとに防災、安全、福祉、教育、イベントなど地域に役立つ情報をまとめた地域SNS（ソーシャルネットワークサービス）または地域ポータルサイトの開設に取り組み、地域コミュニティの再生と活性化の促進を図っていく。

このように、本市のIT推進計画で進める地域情報化においても、優秀な人材の育成は、重要な事項の一つである。

前述したように、本市では産業の支援体制が整いつつあるが、先に本市が実施した企業アンケート・ヒアリングの結果では、経営上の問題点として「技術者等の人材難」を挙げる企業の割合が高く、「問題点の打開策」や「事業の強化策」の回答では「新製品・商品の開発」と「人材の育成」が上位となっており、「今後の可能性を感じる分野」として、「環境」、「福祉」に次いで「情報」を挙げる企業が多く、ICTに関する人材の育成が求められていることがうかがえる。

このような状況から、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業の特例措置を適用し、地域の情報化に貢献する人材の育成を目指すとともに、雇用の拡大と企業の情報化進展、新産業創出などの地域産業活性化を図るものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 優秀なICT人材の輩出

午前の試験が免除となることで、午後の試験に集中することができ、資格取得の負担が軽減されることから、受験者の合格率の向上ひいては合格者数の増大が見込まれるため、初級システムアドミニストレータや基本情報技術者の資格取得希望者が、市内だけでなく、

他の市町村からも集まり、資格取得希望者間の競争が激化し、互いに切磋琢磨することでより多くの優秀なICT人材が輩出されることを目指す。

## (2) 新たな地域コミュニティの構築

地域コミュニティ意識が希薄となってきた現在の現在、インターネットを利用して、日常的にサイト内の日記や電子掲示板を利用したり、行政情報・地域情報などを入手したりすることができる地域向けの交流・情報提供サービスである地域SNS等が人と人をつなぐ新たなコミュニケーションツールとして期待されている。

初級システムアドミニストレータや基本情報技術者の資格を取得した優秀なICT人材が牽引役となり、地域SNS等を開発することで地域のコミュニケーションを活性化させ、犯罪の少ない、安全で暮らしやすい環境を地域コミュニティで構築し、本市の目指すべき都市像「豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる 世界とふれあう自立協働都市」の実現を目指す。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 雇用の促進とキャリアアップ

情報化の急速な進展はとどまることがなく、情報技術に関する資格は企業に重要視され、その取得は就職支援につながるほか、社会人のキャリアアップとなるものである。

基本的な情報処理技術の資格である、初級システムアドミニストレータや基本情報技術者の資格を手軽に取得することが可能となれば、より高度な情報処理資格の取得を目指すことができ、優秀な人材を生み出すインセンティブとなる。

また、就職者が増えることで消費がより拡大し、構造改革特別区域の経済活動の活性化も期待できる。

### (2) 産業の活性化

特例措置を実施することで、多くの優秀なICT人材を輩出する都市として情報関連企業の進出を促すことが期待され、進出した企業と既存の企業との競争と交流により、産業の活性化が図れる。

企業が優秀な人材を確保するということは、企業の高度情報化とICT利活用能力を向上させることになり、その結果、業務の効率化が進み、より低コストで良質な商品・サービスを生み出すことにつながっていく。

人材の育成を課題に抱えながら、大手企業の下請け受注に甘んじている地元の中小企業も、優秀な人材を確保することで効率的な経営が可能となり、元請企業への転換といった変化も考えられ、また、情報関連技術の外部委託に要する経費の削減を図ることができ、それらは企業の活性化につながる。

さらには、明確な経営戦略を持ち合わせる人材が、人と人のネットワークで地域産業

活性化を目指すなかネットワークシステム（NNS）、研究シーズの公開を行っている茨城工業高等専門学校、インキュベート機能を果たしているひたちなかテクノセンター、または産業支援活動を行っている商工会議所等の支援策を利用することにより、SOHOをはじめとする情報通信産業の創出・発展が期待される。

## 8 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) ひたちなか市IT推進計画の事業計画推進

本市のIT推進計画の具体的なアクションプランである「事業計画」のうち、構造改革特別区域計画に関連するもの。

#### ア 市民におけるデジタルデバイド解消のための施策

ITサポートセンターの設置

市民のパソコン相談窓口を開設し、パソコン操作等に関する初歩的な内容について、来訪・電話・ファクシミリによる市民からの相談に対応する。

IT教育の充実

ITサポートセンターの事業として、市内のパソコン初心者を対象にした「IT基礎講座」を開催する。

IT教育ボランティアの登録・活用

市民ボランティアとして、公民館やコミュニティセンターでパソコン相談・教室を開催できる人材を育てる「地域ITリーダー養成講座」を開催し、修了者は各地域で活躍している。

#### イ 地域コミュニティ活性化のための施策

コミュニティ活動、サークル紹介、人材交流のサポート

インターネットを利用してコミュニティ活動、サークル紹介、人材交流を活発化させるため「市民活動サポートバンク」を開設する。

また、地域コミュニティ活性化のツールとして、地域SNSや地域ポータルサイト等の開設を検討する。

#### ウ 産業の振興のための施策

地域の産業振興支援

高速かつ大容量の情報通信基盤の整備促進を図り、製造業や小売業における共同調

達、農水産物の販売、観光情報の発信等にインターネットを有効利用し、ホームページの作成やシステム開発に中小企業やS O H Oを活用することで、新産業創出と産業の活性化を図る支援策を検討する。

茨城工業高等専門学校とひたちなかテクノセンターの連携・活用

茨城工業高等専門学校とひたちなかテクノセンターを核として、企業の情報高度化の相談、研究開発やソフト開発へ助言をし、本市の中小企業、ベンチャー企業への技術的指導と支援を行い、企業力の向上を促進する。

## ( 2 ) 産学官公民連携推進事業

ひたちなかテクノセンター内に設立された「なかネットワークシステム( N N S )」を中心に、同センター、茨城工業高等専門学校、商工会議所、N P O法人、企業及び本市を交えた産学官公民の連携により、技術革新、経営革新、研究開発及び新産業創出などの地域産業活性化の促進を図っている。

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の運営者

ハロー！パソコン教室 ひたちなか校

所在地：茨城県ひたちなか市東石川3545-14

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会(JACC)

所在地：東京都千代田区鍛冶町1-5-7

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(CIW併用コース)

別添資料1のとおり。

当該講座の運営に当たり、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

#### (2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 上記アの受験資格を有する者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及協議会の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

なお、当該試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を使用し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

#### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会が作成し、独立行政法人情報処理推進機構の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

なお、当該審査の結果認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を使用する。

イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特

別区域内に指定した施設とする。

ウ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

エ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

ア 資格の名称：「C I Wアソシエイト」

イ 試験の名称：「C I Wファンデーション」

ウ 当該民間資格を取得するための試験の試験項目：

出題分野		試験項目	
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング



出題分野		試験項目	
(L)	サイト開発の実践	3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの応用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

エ 当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

オ 当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识に係る午前試験を免除するものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものであるが、本特例措置を受けようとする者はいずれも、IT人材の育成を図るための教育及び諸講座の運営を行ってきた実績がある。

本特例措置を受けようとする者が、この民間資格を取得するための試験を用いて当該認定の講座を開設することは、公平性および初級システムアドミニストレータ試験での一定の合格率を担保しつつ、同時に受験者の負担軽減および受験機会の増加を図ることをも可能にするものであり、システムアドミニストレータのより効果的な育成へと繋がるものであり、情報産業活性化などによる地域経済の発展にも寄与することが期待できものである。

## 別紙 2

### 1 特定事業の名称

1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### (1) 講座の運営者

ハロー！パソコン教室 ひたちなか校

所在地：茨城県ひたちなか市東石川3545-14

#### (2) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会(JACC)

所在地：東京都千代田区鍛冶町1-5-7

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験対策講座」(CIW併用コース)

別添資料2のとおり。

当該講座の運営に当たり、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

#### (2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 上記アの受験資格を有する者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及協議会の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

なお、当該試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構の審査の結果認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を使用し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

#### (3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会が作成し、独立行政法人情報処理推進機構の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

なお、当該審査の結果認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を使用する。

イ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特

別区域内に指定した施設とする。

ウ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

エ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

ア 資格の名称：「C I Wアソシエイト」

イ 試験の名称：「C I Wファンデーション」

ウ 当該民間資格を取得するための試験の試験項目：

出題分野		試験項目	
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング

出題分野		試験項目	
(L)	サイト開発の実践	3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの応用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

エ 当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

オ 当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものであるが、本特例措置を受けようとする者はいずれも、IT人材の育成を図るための教育及び諸講座の運営を行ってきた実績がある。

本特例措置を受けようとする者が、この民間資格を取得するための試験を用いて当該認定の講座を開設することは、公平性および基本情報技術者試験での一定の合格率を担保しつつ、同時に受験者の負担軽減および受験機会の増加を図ることをも可能にするものであり、基本情報技術者のより効果的な育成へと繋がるものであり、情報産業活性化などによる地域経済の発展にも寄与することが期待できものである。